国立国際美術館建物等撮影取扱規則

館長裁定制定平成18年8月29日改正令和 3年4月2日

国立国際美術館(以下「美術館」という。)における建物等撮影については、以下により取り扱う。

(目的)

第1条 この規則は、美術館における建物等の撮影が、適正かつ円滑に行われることを目的とし、 必要な事項を定めるものとする。

(撮影の承認)

第2条 撮影の承認は、美術館の広報に資する映画、テレビドラマ及びこれに類するロケーション、 商品広告等のスチール撮影で申請があったもののうち、国立国際美術館長(以下「館長」という。) が適当と認めたものに対して行うものとする。

(撮影の制限等)

- 第3条 次の事項に該当する場合、館長は撮影を制限し、また許可しないものとする。
 - (1) 公の秩序または善良の風俗を害する恐れがあると認められるとき
 - (2)集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき
 - (3) 美術館の業務に支障をきたす恐れがあると認められるとき
 - (4) 美術館の建物及び資料・展示品・関連設備に悪影響が生じると認められるとき
 - (5)撮影を行おうとする者(以下「撮影申請者」という。)及びその関係者が、本要領または美術館職員及び委託業者従業員等(以下「職員等」という。)の指示に反する恐れがあると認められるとき
 - (6) その他撮影を許可することが適当でないと認められるとき

(撮影の手続き)

- 第4条 撮影申請者は、「国立国際美術館建物等撮影及び掲載等申請書」(第1号様式)に撮影に係る企画書または台本等関係書類を添えて、原則として撮影予定日の4週間前までに提出し、館長の許可を得なければならない。
- 第5条 前条の申請を館長が適当と認めた場合は、「国立国際美術館建物等撮影及び掲載等許可書」 (第2号様式)を申請者に交付するものとする。

(撮影可能場所)

- 第6条 撮影可能場所は、次のとおりとする。
 - (1) 1階 正面玄関前広場、エントランス
 - (2) 地下1階 エントランスホール(ミュージアムショップを除く)、講堂 ただし、展示作品の撮影は認めない。

(撮影可能日及び時間帯)

第7条 撮影は、原則として休館日の午前10時から午後8時までとする。(使用に係る準備、後片付け、清掃等の一切の作業を含む。)

(撮影の条件)

- 第8条 撮影の許可に当たっては、次の条件を附するものとする。
- (1) 撮影した内容等は、本申請目的以外には使用しないこと。
- (2) 撮影に必要な一切の器材等は、撮影申請者が用意し、撮影に要する電源も用意するとともに 事前に職員等と協議すること。
- (3) 撮影に当たっては、定められた場所以外での喫煙・飲食を行わないこと。
- (4) 撮影等により生じたゴミ等は、持ち帰ること。
- (5) 撮影に要する車両については、その駐車台数及び駐車場所を事前に職員等と協議すること。
- (6) 撮影場所については、撮影による破損等を防ぐため、事前に職員等の指示により養生すると ともに、撮影後は原状回復を行うこと。
- (7)撮影に当たり、所有権、著作権等法令上の問題が生じた場合は、すべて撮影申請者が責任を 負うこと。
- (8) 作品等のクレジットに「撮影協力:国立国際美術館」等と美術館のシンボルロゴマークを明記すること。なお、明記の方法等は職員等と協議すること。
- (9) 撮影に伴う成果物は、美術館へ寄贈すること。
- (10) 美術館が必要と認める場合は、当該放送等のビデオテープ等の記録物の提出を求めることがあること。
- (11)緊急事態発生時及びその他撮影に関する事項については、館長及び職員等の指示に従うこと。

(撮影の中止)

第9条 館長は、撮影申請者が第3条に定める制限事項及び第7条に定める条件に違反していると 判明した場合には、撮影承認の取消または撮影の中止を命じることができる。

(撮影料金)

- 第10条 撮影料金は、別表「国立国際美術館撮影等料金表」のとおりとする。ただし、作品等の クレジットに「撮影協力:国立国際美術館」等と美術館シンボルロゴマークを明記する以外に美 術館の広報活動を支援する撮影申請者においては、別途協議する。
- 2 撮影申請者は、撮影予定日の14日前までに当該撮影料金を支払わなければならない。
- 3 前項により支払われた撮影料金は、撮影申請者の都合により使用を取りやめる場合は、返還する。
- 4 前条により撮影承認が取り消された場合、または撮影を中止した場合は、返還しない。
- 5 振込に係る経費は、撮影申請者が負担する。

(損害賠償)

- 第11条 撮影申請者は、その責に帰する事由により、美術館の施設等を滅失または毀損した場合は、当該滅失または毀損による施設等の損害に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、原状回復した場合は、この限りではない、
- 2 前項に掲げる場合のほか、本規則を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(その他)

第12条 本規則に定めのない事項は、別途定める。

附 則

この規則は、平成18年9月1日より施行する。

附則

この規則は、令和3年4月2日より施行する。

国立国際美術館撮影等料金表

平成18年9月1日現在

撮影種別	撮影料金(1時間あたり)
スチール撮影 (雑誌、商品広告、ファッション撮影等)	50,000円
映像撮影 (映画、テレビドラマ、CM等)	100,000円

なお、消費税法第28条第1条及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づく消費税は、上記金額に含まれる。

国立国際美術館建物等撮影及び掲載等申請書

年 月 日

国立国際美術館長 殿

 申請者 住 所

 会社等名

 代表者名

 担当者名

 (連絡先電話番号

下記のとおり国立国際美術館の建物撮影及び掲載等を申請します。 なお、撮影に当たっては、国立国際美術館建物等撮影取扱規則を遵守します。

記

- 1. 撮影の目的(写真等の使用目的)
- 2. 撮影の範囲
- 3. 撮影責任者
- 4. 撮影希望日時 年 月 日() 午前・午後 時 分~午前・午後 時 分
- 5. 撮影物発行又は 年 月 日() 放送等の予定日
- 6. 備 考

国立国際美術館建物等撮影及び掲載等許可書

年 月 日

殿

国立国際美術館長

年 月 日付けで申請のあった建物等撮影及び掲載については、下記のとおり許可 します。

記

撮影条件	国立国際美術館建物等撮影取扱規則を遵守すること
撮影の目的	
(写真等の使用目的)	
撮影の範囲	
撮影責任者	
撮影希望日時	年 月 日()
	午前・午後 時 分~午前・午後 時 分
撮影物発行又は放送等の予定日	年 月 日
撮影料金	金 円
	納付期限:平成 年 月 日